

## 史料1「浅間大變覚書」

①八日昼四ツ半時分少鳴音静なり、直に熱湯一度に水勢百丈余り山より涌出し、原一面に押し谷々川々押し、……其跡は真墨に成、川筋村々七拾五ヶ村人馬不残流失、此水早き事一時に百里余おし出し、其日の晩方長支(銚子)まで流出るといふ

②十日より御資として田地開發、鎌原より始り、壹畝二付永拾七文、人足壹畝二拾人過り近辺村々より罷出開發仕、賃錢を貰らい冬中は安閑にくらし、……

③大變の時分水先江牛のよふ成墨きもの水先二働き、或は光り物先立流れ或は大蛇の如くのもの……といふは皆虚説妄語なり、……人命專一と逃走りたれあつて見届くる者は万人の内害人も無之候、皆色々の風聞ハ妄語なり

## 史料2 被災後の鎌原村の取り組み

(「耳袋」)

右小屋をしつらえし初め、三人の者ども工夫にて、百姓は家筋素性をはなはだ吟味致し、たとえ当時は富貴にても、元重立ちの者にこれなく候ては座敷へも上げず、格式挨拶など格別にいたし候事なれど、かゝる大變に逢いては生残りし九十三人は、まことに骨肉の一族と思ふべしとて、右小屋にて親族の約諾をなしける。追つて御普請もでき上がりてなお又三人の者より酒肴などおくり、九十三人のうち夫を失いし女へは、女房を流されし男をとり合せ、子を失いし老人へは親のなき子を養わせ、残らず一類にとり合せける。まことに變にあいての取計らいはおもしろき事なり。

## 史料3 旗本領の復興に対する幕府の態度

〔「浅間山焼砂石大變地方御用日記」〕

酒井与左衛門の知行所、上州碓氷・群馬両郡三ヶ村に砂降り候義に付、書付を二覽致し候処、右の内ヶヶ村は砂浅く、起こし返し申すべき由、残る式ヶヶ村は平均七寸余砂降り取り除き方、百姓自力に及び難き候由。右躰の村は奉行所の糺等これ有り候義に候や、又は御引替等になし下され候義に候や、問合せの趣に相聞き候所、私領の義は奉行所の見分其の外糺等致し候筋にはこれ無く、勿論御引替等の義は容易ならざる筋にこれ有り、其の上、外の御料私領村々にては大躰砂降候場所を追々百姓自力にて取片付に相掛り、右の内には此節多分取除く所により、植付致し候場所もこれ有る由、聞え候間、自力に及ばざる由には候えども、猶、取除方の義、地頭能くよく申し渡しこれ有りて然るべき儀に御座候に付、右の趣御挨拶なされ候方と存じ奉り候。遣わされ候書付、返却致し候。以上

## 史料4 百姓一揆のようす〔「後見草」〕

近年諸国の騒動ハ、皆々公民ともの徒党にして所の領主へ要訴するにて侍りしか、是ハ夫に事替り、所の群盗の乱妨をなすなれハ、真の一揆の機しなりと心有も心なきも皆々眉を顰めたり。

## 史料5 噴火発生時の江戸

〔「後見草」〕

(七月)六日の夜半比西北の方鳴動し雷神かと聞ハさにあらず……庭の面を相見れハ吹来る風に誘はれて細き灰を降せたり……明日七日ハ猶烈しく降灰も大粉にて粟黍など見る如し……八日の早朝ハ其震動も強き事比日よりもすさまじし。人々の申せしハ過し比薩摩の国桜島の焼ける日空曇り灰降ぬ、是ハ夫より多けれハ遠国にてハあらじ、近きあたり日光か筑波の山にて有るへしと口々に云触たり。同じく十日下総国金町村という所の勘蔵といへる村長……裁断所へ訴へしハ、昨九日未の刻江戸川の水色変し泥の如くに候ゆへ……根ながら抜き大木を始め人家材木調度の類、皆細かに打砕き又夫に交りて人の手足切れたる人馬の死骸数も限りも知れざる程川一面に流れ浮み引も切らず……と注進申上たるよし。續て幸手宿より訴へ出たるハ、同日同刻……生々敷死骸とも水の色も知れざる程浮み来候内に、上州群馬郡川島村と書付たるに荷駄を見付し……又何なる水筋へ如何なる毒の流れ入らん……是ハ定て川上に極て大變候へし……輕井沢の者申せしハ、今年ハ春より同国浅間嶽折々に焼出し煙いつより甚だしく……遂に今月七日の亥刻頃と覺しき時、俄に震動雷電して其山とつと焔に成り……